

外国人材受入緊急 支援事業補助金 募集要領

令和4年6月

【問合せ先】

外国人材受入緊急支援事業補助金事務局（コールセンター）

相談ダイヤル：0836-39-7507

メール：support@ymgc-gaikokujinzai.jp

HP：<https://ymgc-gaikokujinzai.jp>

山口県 外国人材受入支援

検索



留意事項

- 1 補助事業に係る経理事務は適正な執行が必要です。
補助事業に係る経理事務にあたっては、不正または虚偽による補助金の受給や、報告書等への虚偽の記載など、絶対に行わないでください。
補助金の受給後、不正受給や虚偽報告等と認められる場合は、補助金の返還や、更に厳しい対応や処分を行うことがあります。
- 2 重複での申請はできません。
同一の補助対象経費について、この補助金以外に、国や県などの補助金等を重複して受給することはできません。
既に、他の補助金等の申請や事業完了報告等を行った場合は、速やかに事務局に申し出てください。
- 3 提出書類は返却しません。
提出された書類は返却しませんので、写し等は各自で保存してください。
- 4 申請書類の作成には十分にご注意ください。
提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがありますので、書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- 5 関係書類は事業終了後5年間保存してください。
- 6 宣誓・同意書の要件を確認し、署名又は記名の上、申請をお願いします。

本補助金は、多数の申請を想定しています。

円滑な補助金の交付を行う必要があるため、提出された書類や申請内容に**不備や記載漏れ等**がある場合、**原則、返送の上、修正**いただくこととしています。**十分にご確認の上、ご提出願います。**

1 趣 旨

県内事業者の安定的な人材確保及び事業継続を図るため、外国人材を受け入れる際に必要な新型コロナウイルス感染症に係る水際対策等のための経費について、支援を行うもの。

2 補助対象者

- 外国人材を受け入れた県内企業等
- 県内企業等で雇用される外国人技能実習生を受け入れた監理団体

※「外国人材」とは、日本国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二に定める在留資格のうち、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能」、「特定技能」又は「技能実習」の在留資格を有する者並びに同法別表第一の五に定める「特定活動」のうち、「外国人材受入緊急支援事業補助金交付要綱」の別記1に定める在留資格を有する者をいう。

3 申請手続きの概要

（1）交付申請、実績報告及び補助金請求

- ① 受付期間 令和4年6月1日(水)～令和5年3月10日(金) **【必着】**

※申請総額が予算額に達した場合、申請受付を締め切ります。

※上限金額に達するまでは、何度でも申請が可能です。

- ② 必要書類
- ・ 宣誓・同意書（第1号様式の1）
※押印必須
 - ・ 交付申請書兼実績報告書兼請求書（第1号様式の2）
※押印必須
 - ・ 補助対象経費内訳書【宿泊費用】（第1号様式の3）
 - ・ 補助対象経費内訳書【交通費用】（第1号様式の4）
 - ・ 委任状（第1号様式の5）
※申請者が監理団体の場合のみ提出（押印必須）
 - ・ 領収書等の支払が確認できるものの写し
※別添の貼付台紙①～④に添付の上、提出してください。
※別記 添付書類一覧 参照
 - ・ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
※別添の貼付台紙⑤に添付の上、提出してください。
※振込先銀行、振込先支店、口座番号、振込先名義(フリガナ)がわかるもの
※当座番号・ネット銀行の場合は、当座勘定照合表や残高証明書もしくは口座内容が確認できる写しを提出してください。
 - ・ チェックリスト

- ③ 申請方法 感染防止のため、原則として郵送
 ※簡易書留など追跡できる方法にしてください。

申請様式は事務局ホームページからダウンロードできます。

[別記 添付書類一覧]

項 目	提 出 書 類
1 外国人材の在留資格及び入国日を証する書類	在留カードの写し（両面） ※交付年月日が入国日と異なる場合には、パスポートのスタンプ（上陸許可の証印）の写しを併せて添付すること。
2 県内の事業所で雇用された外国人材であることを証する書類	(1)技能実習生の場合 ①技能実習計画認定申請書（第2面まで）の写し ②技能実習計画認定通知書の写し (2)特定技能・特定活動等指定書が交付されている場合 ①パスポートの指定書のページの写し ②雇用契約書の写し (3)その他の場合 ①在留資格認定証明書（又は在留資格変更許可申請書）の写し ②雇用契約書の写し
3 宿泊場所、宿泊者、宿泊日、宿泊費、支払者、支払日を証する書類の写し	(1) 宿泊場所への支払者が申請者である場合 宿泊施設が発行した領収書の写し、宿泊証明書の写し等 (2) 宿泊場所への支払者が申請者以外である場合 ①宿泊施設が発行した領収書の写し、 宿泊証明書の写し等 ②宿泊費用を申請者が支払者に対して支払ったことを証する書類（請求書及び入出金明細等、支払いを確実に確認できるもの）
4 交通費（レンタカー借上費用・有料道路通行料金・燃料費・公共交通機関利用料金）の金額及び支払者、支払日を証する書類の写し	(1) 交通費の支払者が申請者である場合 ①受入空港が分かる書類等の写し ②各種領収書（レンタカー借上費用・有料道路通行料金・ガソリン代・公共交通機関の運賃が分かるもの）の写し等 (2) 交通費の支払者が申請者以外である場合 ①受入空港が分かる書類等の写し ②各種領収書（レンタカー借上費用・有料道路通行料金・ガソリン代・公共交通機関の運賃が分かるもの）の写し等 ③交通費用相当額を申請者が支払者に対して支払ったことを証する書類（請求書及び入出金明細等、支払いを確実に確認できるもの）

(2) 補助対象となる期間

令和4年3月1日(火)～令和5年2月28日(火)

※受付開始日より前の経費であっても、令和4年3月1日以降に発生した経費は対象となります。

4 補助金額・補助率・補助対象となる経費

新型コロナウイルス感染症に係る水際対策対応等のため、県内企業等が負担した

- 外国人技能実習生等の宿泊費
- 一定の要件を満たした場合の交通費

対象経費、補助金の算出方法、補助上限は、次表のとおりとする。

補助対象経費	補助金額の算出方法	補助上限
①水際対策に伴い負担した外国人材の宿泊費 ・実際に要した宿泊費	①と②の合計額に 補助率1/2を 乗じて得た額 (千円未満切捨)	外国人材 1人当たり6万円 ※1事業者 当たり30万円
②水際対策等に伴い負担した外国人材の交通費 ・実際に要した交通費(※)の合計と下記の 「受入空港別基準額」を比較し、低い方の額		

※ 補助金の交付対象となる経費には、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

【受入空港別基準額】

受入空港	外国人材1人当たり基準額
福岡空港	0円
広島空港	0円
関西国際空港	8,000円
中部国際空港	11,000円
東京国際空港(羽田)	18,000円
成田国際空港	21,000円
その他	県が別途認める額

※その他の受入先の場合等は、事務局にご相談ください。

5 問合せ先（コールセンター）及び申請書の送付先

提出・問合せ先	郵便番号	住所	電話番号 (コールセンター)	メールアドレス
外国人材受入 緊急支援事業 補助金事務局	755- 0151	宇部市西岐波区宇部臨 空頭脳パーク 1 1 番	0836-39-7507	support@ymgc-gaikokujinzai.jp

※申請に関して不明な点がある場合は、コールセンターまでご連絡ください。

6 申請から支払まで

(1) 申請から支払までの流れ

【申請者】 交付申請書兼実績報告書兼請求書（以下「申請書」という。）を
ダウンロード



【申請者】 申請書を作成



【申請者】 申請書、添付書類を郵送で提出



書 類 審 査



交付決定・額の確定



支 払 い

(2) 備考

審査の結果、本補助金を交付する旨の決定をしたときは、後日、交付決定及び額の確定に係る通知を発送し、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知を発送します。